

森林環境譲与税の趣旨

森林の有する地球温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源涵養等様々な**公益的機能を維持**するためには、適切な森林の整備が必要！

しかし、
森林所有者の**経営意欲の低下**や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や**担い手の不足等**が大きな課題



そこで、

- ① 「新たな森林管理システム(森林経営管理法)」の創設
- ② 森林整備等の地方財源を安定的に確保

森林環境税・森林環境譲与税を創設



森林環境税と森林環境譲与税の制度について

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

令和6年度から施行

国

令和元年度から施行

交付税及び譲与税配付金特別会計

都道府県

市町村

国税
森林環境税 1,000円/年
(賦課徴収は市町村が行う)

個人住民税
道府県民税 1,000円/年

市町村民税 3,000円/年

注：一部の団体においては超過課税が実施されている。

納税義務者

約6,200万人

賦課決定

森林環境譲与税

私有林人工林面積(林野率により補正)、林業就業者数、人口により按分

都道府県

●市町村の支援等

インターネットの利用等
により用途を公表

市町村

- 間伐(境界画定、路網の整備等を含む)
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進、普及啓発等

インターネットの利用等
により用途を公表

公益的機能の発揮

地球温暖化
防止機能

災害防止・
国土保全機能

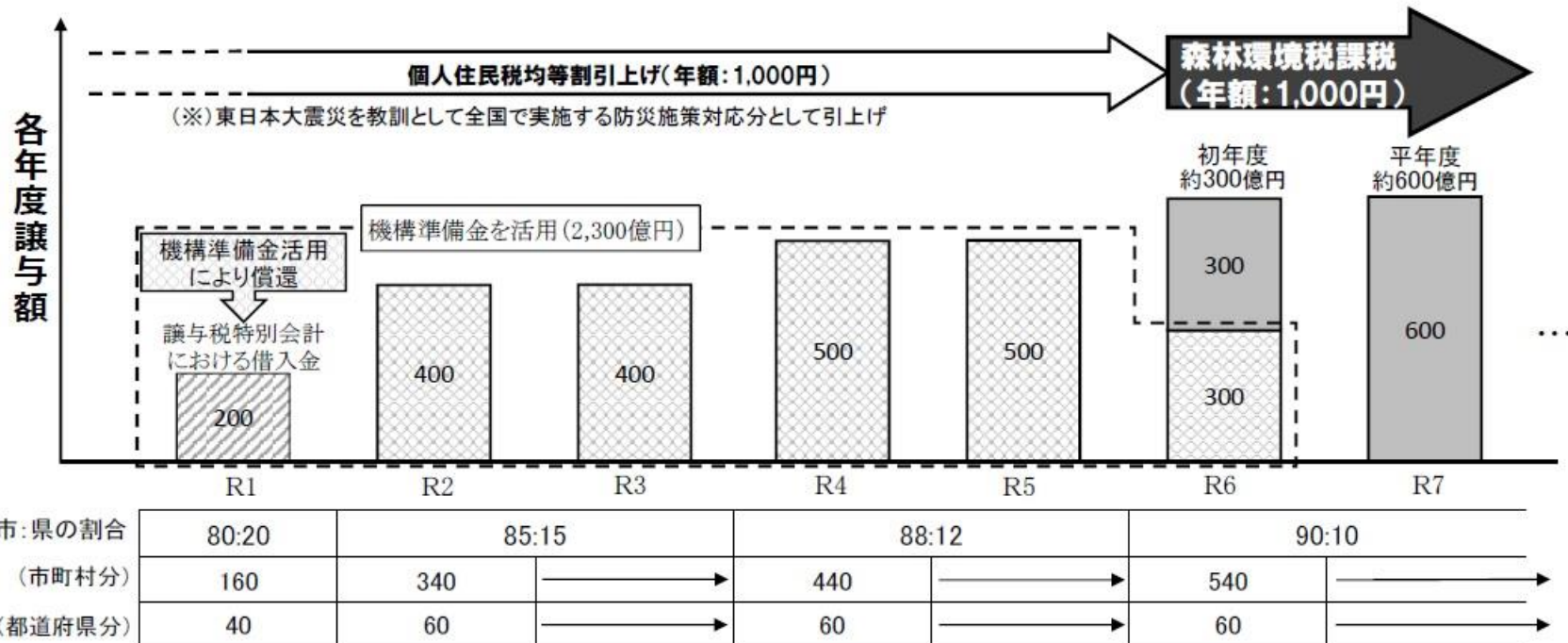
水源涵養機能

等

出典：林野庁ホームページ

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



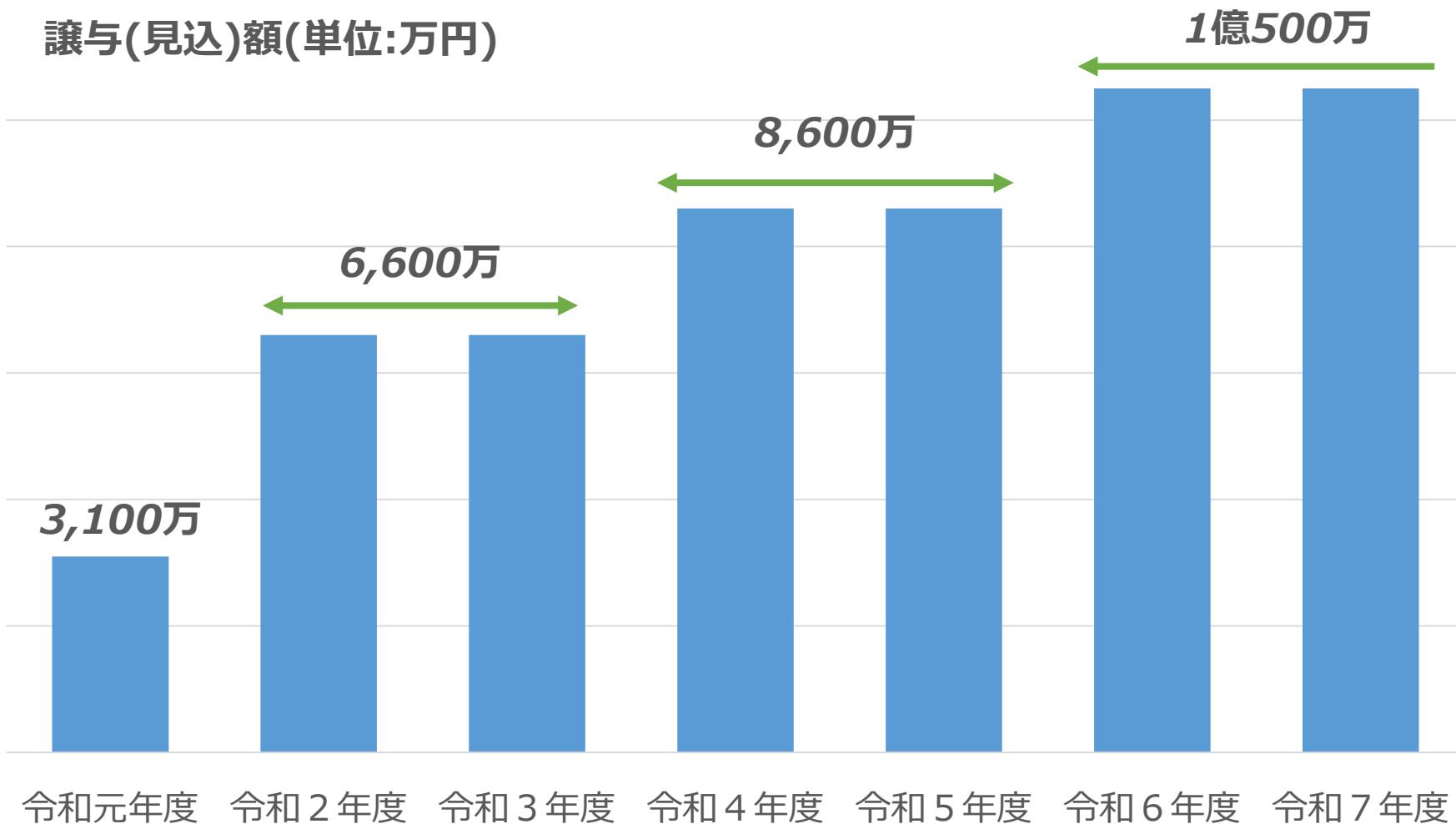
【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積	(※以下のとおり林野率による補正)		
	20% : 林業就業者数			
	30% : 人口			
都道府県分	市町村と同じ基準		林野率	補正の方法
			85%以上の市町村	1. 5倍に割増し
			75%以上85%未満の市町村	1. 3倍に割増し

出典：林野庁ホームページ

日南市における譲与見込み額の推移

譲与(見込)額(単位:万円)



日南市における森林環境譲与税の使途（R 2）

分類		使途
森林整備	人工林	■ 森林経営管理制度に係る費用 ・ 意向調査など
	市町村の体制整備	● 地域林政アドバイザーの配置
森林整備の促進	人材育成 担い手の確保	■ 労働環境改善 ■ 労働環境効率化(例：コンテナ苗など)
	木材利用促進	● 飼肥杉プロモーション ● 飼肥杉の利用促進(例：産直住宅、新規活用・開拓) ● 活用連携促進(例：都市部との連携)

□ 譲与税の使途については年 1 回、市民に公表

□ これまで**予算的に手の出なかった事業にチャレンジが可能**

□ しかし、実施する事業については、**しっかりとした精査が必要**

特に、林業を取り巻く「重要な課題」に対して

●担い手対策、労働環境改善施策

森林環境譲与税を財源とした、新たな取り組み

◆ 森林整備担い手確保対策
地域間同業種等労力支援

◆ 森林整備担い手環境対策事業
労働環境改革支援
（早朝作業に係る時間外手当相当額の支援）
労働環境効率化支援
（コンテナ苗等の支援）